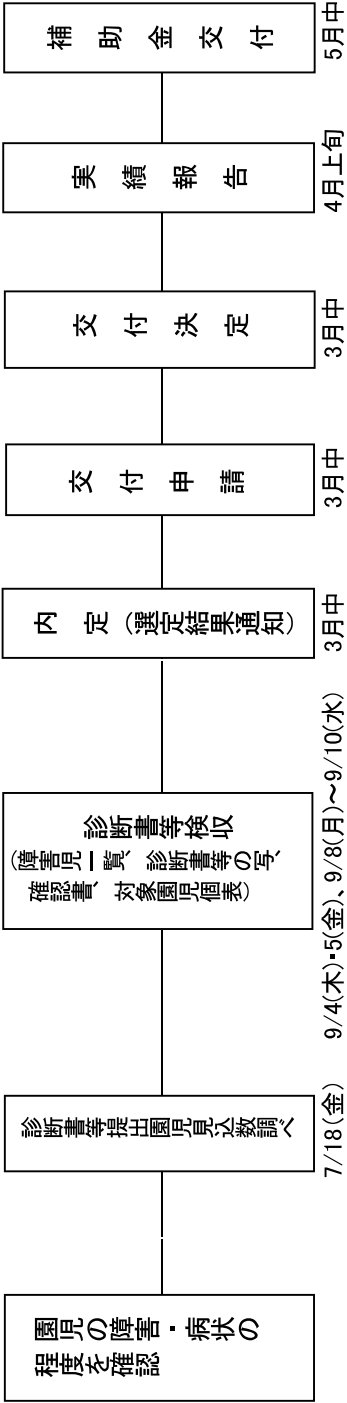
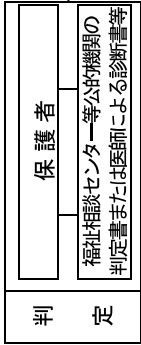
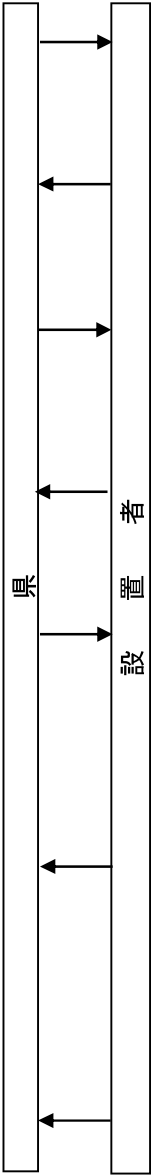


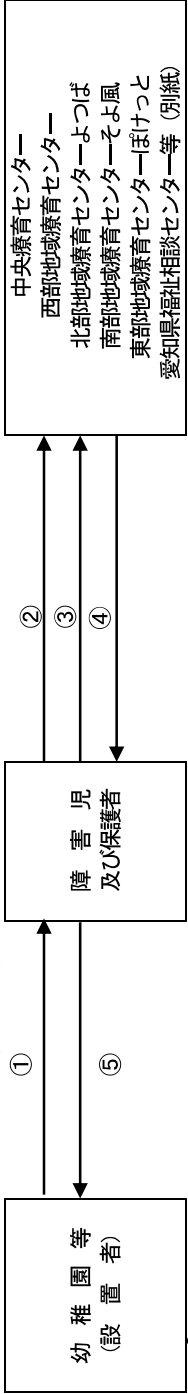
令和7年度 愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金 事業日程



9/4(木)・5(金)、9/8(月)～9/10(水)
※各園の検収日時は別途連絡
※東三河地域の幼稚園は8月8日(金)に東三河県庁にて検収



※福祉相談センター等において判定を受ける場合の手続き



- ①判定を受けることについて了解の取り付け
福祉相談センター等で判定を受けるように連絡 (設置者→保護者)
- ②判定の依頼 (保護者→福祉相談センター等)
- ③来所・判定 (保護者→福祉相談センター等)
- ④判定書送付 (福祉相談センター等→保護者)
- ⑤判定書送付 (保護者→設置者)
- ⑥判定書送付 (設置者→県)

愛知県福祉相談センター、児童相談センター一覧

※福祉相談センター、児童相談センターにおいて、診断可能な知的障害・情緒障害があります。

※診察に行かれる前に、各センターに必ず連絡・相談・予約してください。

名 称	所在地	電話番号	管轄区域
愛知県尾張福祉相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 (愛知県三の丸庁舎)	052-961-7250	瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 清須市 北名古屋市 長久手市 東郷町 豊山町
愛知県海部福祉相談センター	津島市西柳原町1-14 (愛知県海部総合庁舎)	0567-25-8118	津島市 愛西市 弥富市 あま市 大治町 蟹江町 飛島村
愛知県知多福祉相談センター	半田市宮路町1-1	0569-22-3939	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
愛知県西三河福祉相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 (愛知県西三河総合庁舎)	0564-27-2779	岡崎市 西尾市 幸田町
愛知県豊田加茂福祉相談センター	豊田市元城町2丁目68番地	0565-33-2211	豊田市 みよし市
愛知県新城設楽福祉相談センター	新城市字中野6-1	0536-23-7366	新城市 設楽町 東栄町 豊根村
愛知県東三河福祉相談センター	豊橋市八町通5-4 (愛知県東三河総合庁舎)	0532-54-6465	豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市
愛知県一宮児童相談センター	一宮市昭和一丁目11番11号	0586-45-1558	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 大口町 扶桑町
愛知県春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501	春日井市・小牧市
愛知県刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111	碧南市 刈谷市 安城市 知立市 高浜市

愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金（以下「補助金」という。）は、障害児の就園する私立幼稚園及び学校法人立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の教育内容の充実を図るため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、予算の範囲内において幼稚園を設置する学校法人（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条に規定する幼稚園を設置する者を含む。以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 この補助の対象となる幼稚園等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける年度（以下「当年度」という。）の5月1日現在において障害児が就園しているもので、障害児に対する教育を積極的かつ継続的に実施しているもの
 - (2) 経理方法が適正で、補助効果が期待できるもの
 - (3) 当年度の4月1日までに設置認可を受けたもの
- 2 この補助の対象となる経費は、幼稚園等における障害児の教育に必要な経常的経費で、別表第1に定めるものとする。
- 3 補助金の額は定額とし、当年度の5月1日現在において幼稚園等に就園する障害児の数に応じ別表第2に定める額とする。

(補助金の流用の禁止)

第3条 2以上の幼稚園等が、この補助の対象となる設置者にあつては、各幼稚園等に対する補助金を相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

ただし、第6号、第7号及び第8号の書類については、既に知事に提出されている場合は、これを省略することができる。

- (1) 愛知県私立幼稚園特別支援特殊教育費補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 補助を必要とする理由を記載した書類（様式第2号）
 - (3) 補助の対象となる事業計画書（様式第2号）
 - (4) 障害児一覧（様式第3号）
 - (5) 障害児であることを証する書類（公的機関の判定書、医師による診断書等）
 - (6) 当年度及び前年度の収支予算書
 - (7) 前年度の収支計算書
 - (8) 前年度末の貸借対照表及びそれに付属する明細表
 - (9) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類
- 2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した

書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書（様式第4号）に関係書類（様式第5号）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 第2条第2項の別表に定める経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、補助の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について十分に努力しなければならない。

- (1) 障害児教育の実施に必要な教職員の確保及び施設設備の整備改善を行うこと
- (2) 障害児の保護者から徴する授業料等の納付金の額を、他の在園児の場合より高額にしないこと
- (3) 障害児を担当する教職員には、障害児教育の研修に努めさせるとともに、他の教職員にも協力が得られるよう配慮すること
- (4) 障害児教育の実施を、極力園則や募集要綱等に明記し、保護者及び関係機関等の理解協力を得ること

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各2部とする。

- (1) 愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金に係る実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助金精算書（様式第7号）
- (3) 補助事業実績書（様式第8号）
- (4) 補助事業に係る収支計算書（様式第9号）

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付及び精算)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部

を概算払、又は前金払により交付することがある。

(補助金の不交付)

第13条 知事は、設置者又はその設置する幼稚園等が、次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したもの
- (2) 破産手続開始決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等、財政事情が極度に窮迫しているもの
- (3) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人の運営の適正な執行を期しがたいもの
- (4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの
- (5) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶもの
- (6) 施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の生徒等による正常でない行為により、教育及び研究に関する機能の全部又は一部を長期間休止しているもの
- (7) 設置基準に著しく適合せず、かつ、設置基準への適合に応ずる努力が認められないもの
- (8) 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金（融資あっせん分を含む。）の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租、公課（日本私立学校振興・共済事業団並びに財団法人愛知県私学退職基金財団及び財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団の掛金又は負担金を含む。）の納付を1年以上怠っているもの
- (9) その他管理営が著しく適正を欠いているもの

2 知事は、前項の規定を適用しようとするときは、あらかじめ学校法人等助成審議会の意見を聞くものとする。

(決定の取消し)

第14条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了したのちにおいても善良な管理者の注意をもって使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 この事業によって取得した財産には、別に定める記号を表示しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第20条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(実施細則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

(中略 [昭和56年～昭和60年、昭和62年～平成6年、平成8年～平成14年の附則 略])

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別 表 第1 (第2条関係)

補助の対象となる経費
障害児の教育を行うために要する経常的経費で、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助金及び寄附金の対象となったもの、1個又は1組(件)の価格が100万円以上の設備並びに保険料、税金等の公租公課を除く。 1 人件費 教職員の給与費 2 経 費 機器備品、図書等の整備及び消耗品、教材、印刷製本、通信運搬、修繕、委託費等に要する経費並びに旅費

別 表 第2 (第2条関係)

区 分	補 助 金 の 額
非学校法人立	障害児の数に、274,400 円を乗じて得た金額以内の額
学校法人立	障害児の数に、784,000 円を乗じて得た金額以内の額

要綱第15条第2項の記号は、次のとおりとする。



(〇〇は当年度を記入する。)

参考 障害の種類・程度一覧表

障害の種類	障害の程度	
	特別支援学校に就学させらるべき障害の程度	特別支援学級での教育が適当である障害の程度
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・身体虚弱	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
情緒障害・発達障害		1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

備考 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

7学振第357-1号
令和7年6月9日

私立幼稚園及び認定こども園設置者様

愛知県県民文化局長

令和7年度愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金に係る診断書等の
提出園児見込数調べについて（照会）

令和7年9月4日（木）から10日（水）までに実施を予定している当該補助金に係る検収事務の参考としたいので、下記期限までに別紙「診断書等提出園児見込数調査表」を提出してください。該当がない場合、連絡・提出は不要です。

なお、「提出園児見込数」は、保護者から診断書等及び確認書が提出されている園児、または提出されることが確実な園児数を記載してください。「在園児数」は、令和7年5月1日時点での、各園の在園児の総人数を記載してください。

1 提出先・提出方法

令和7年7月18日（金）までに郵送又はFAXでご提出ください。

- ・ 郵送の場合
〒460-8501（住所記載不要）
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室
助成グループ日高宛て
- ・ FAXの場合
FAX：052-971-9889

担 当 学事振興課私学振興室
助成グループ（日高）
電 話 052-954-6187(ダイヤルイン)

別紙

番 号（経常費内示番号）	
学 校 法 人 名	

「診断書等提出園児見込数調査表」

園 名		提出園児見込数	在園児数 (R7. 5. 1 現在)
1		人	人
2		人	人
3		人	人
4		人	人
5		人	人
6		人	人
7		人	人
8		人	人
9		人	人
1 0		人	人
合 計		人	人

7学振第357-2号

令和7年6月9日

私立幼稚園及び認定こども園設置者様

愛知県県民文化局長

令和7年度愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金に係る関係書類の提出について
(通知)

このことについて、令和7年度の補助金額の算定に必要となりますので、補助金の申請を予定している幼稚園等は、下記の留意事項を確認の上、関係書類を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 障害児一覧
- (2) 障害児であることを証する書類（身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証、入所受給者証、県が指定した診断書、公的機関が発行した判定書の写し）

※設置者名で原本証明をすること

- (3) 確認書
- (4) 対象園児個表
- (5) 下記の認定こども園は、対象園児が令和7年5月1日に1号認定であることの証明書類（市町村が発行する書類）
 - ・旧並列型の幼保連携型認定こども園
 - ・新制度施行時（H27.4.1）又は施行後に学校法人立の幼保連携型認定こども園として新たに設置された園（幼稚園や幼稚園型認定子ども園を基に新たな幼保連携型認定こども園として設置された園を含む）

※必要に応じ、別添の施設類型が確認できる書類を求める場合があります。

2 提出日及び場所

(1) 提出日

令和7年9月4日（木）、5日（金）、8日（月）～10日（水）のうち、私学振興室が指定した日。なお、各学校法人の検収日時は、別途連絡します。

また、東三河地域の幼稚園は8月8日（金）に東三河県庁にて検収します。

(2) 場 所 (別紙参照)

令和7年9月4日・5日 三の丸庁舎8階第801会議室

令和7年9月8日～10日 三の丸庁舎8階第802会議室

3 留意事項

- (1) 診断書は、県が指定した様式により提出してください。

※診断書や判定書の発行日は、令和7年4月1日以降であること。

- (2) 当該補助事業を実施する幼稚園は保護者に対して、補助制度の趣旨、当該園児に対する特別支援教育の取組内容、障害の内容や程度を把握するため診断書を提出する必要がある旨を十分に説明した上で、保護者から「確認書」の提出を受けてください。また、「対象園児個表」の園児の状況・幼稚園における取組は、実際に当該園児に携わっている教職員が具体的に記載してください。

- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証、入所受給者証、診断書、判定書の写しなど関係書類を提出する場合は、A4サイズで提出してください。

なお、身体障害者手帳及び療育手帳の写しを提出する場合は、氏名・生年月日・住所・保護者の氏名・障害名・障害の程度・次の判定年月等が分かるようにコピーし、通所受給者証の写しを提出する場合は、氏名・生年月日・住所・保護者の氏名・給付決定期間等が分かるようにコピーしてください。

- (4) 補助金の対象とならない幼稚園等の取組は、別紙のとおりですので、ご注意ください。

- (5) 提出書類は検収日に持参していただきます。該当する園児の具体的な障害の内容及び程度、並びに幼稚園での対応状況についてお尋ねしますので、説明の可能な方が出席してください。

- (6) 補助対象の適否を判定するに当たり、園での対応で参考となるような資料（様式任意）があれば、併せて提出してください。

担 当 学事振興課私学振興室

助成グループ（日高）

電 話 052-954-6187（ダイヤルイン）

別 紙

補助対象とならない幼稚園等の取組について

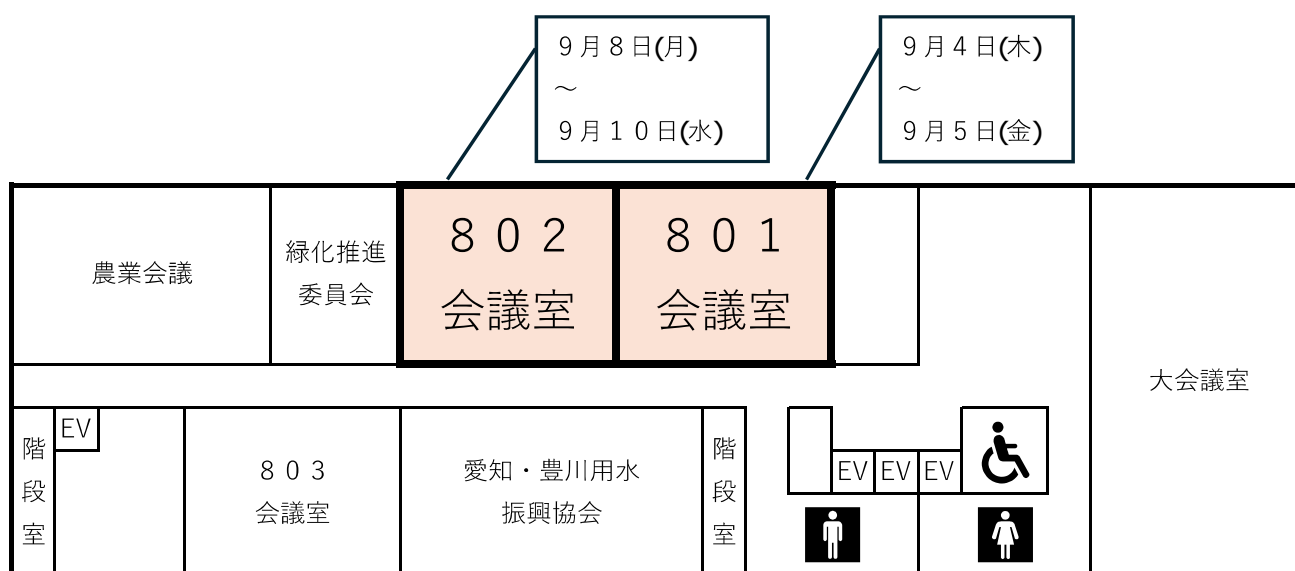
以下に掲げた園児に対する幼稚園等の取組は、補助対象外とする。

- (1) 診断書の病名が明らかに障害と判断できない場合（蕁麻疹^{じんましん}、脱臼、便秘等）
- (2) 医師の診断において、生活規制が不要とされている場合（日常生活に問題がない、運動規制がない等）
- (3) 園児の給食に対する、教職員のアレルギーの原因となる食物の除去、給食・弁当の中身の確認作業
- (4) 園児に対する介助等の対応において、積極的な実施と捉えられない場合
（園児がアレルギー反応を引き起こす食材に手を出さないように傍に付き添っている、見守っている場合等）
- (5) 手術・治療等を行い、術後の経過が良好で一定期間（目安として1年以上）経過している場合
- (6) 保護者からの依頼により薬を預かる、薬を塗布する場合
- (7) 身体障害者手帳・療育手帳・健康福祉手帳等の有効期限を過ぎている場合
- (8) 保護者からの確認書が提出されない場合

以上

別 紙

三の丸庁舎 8 階平面図

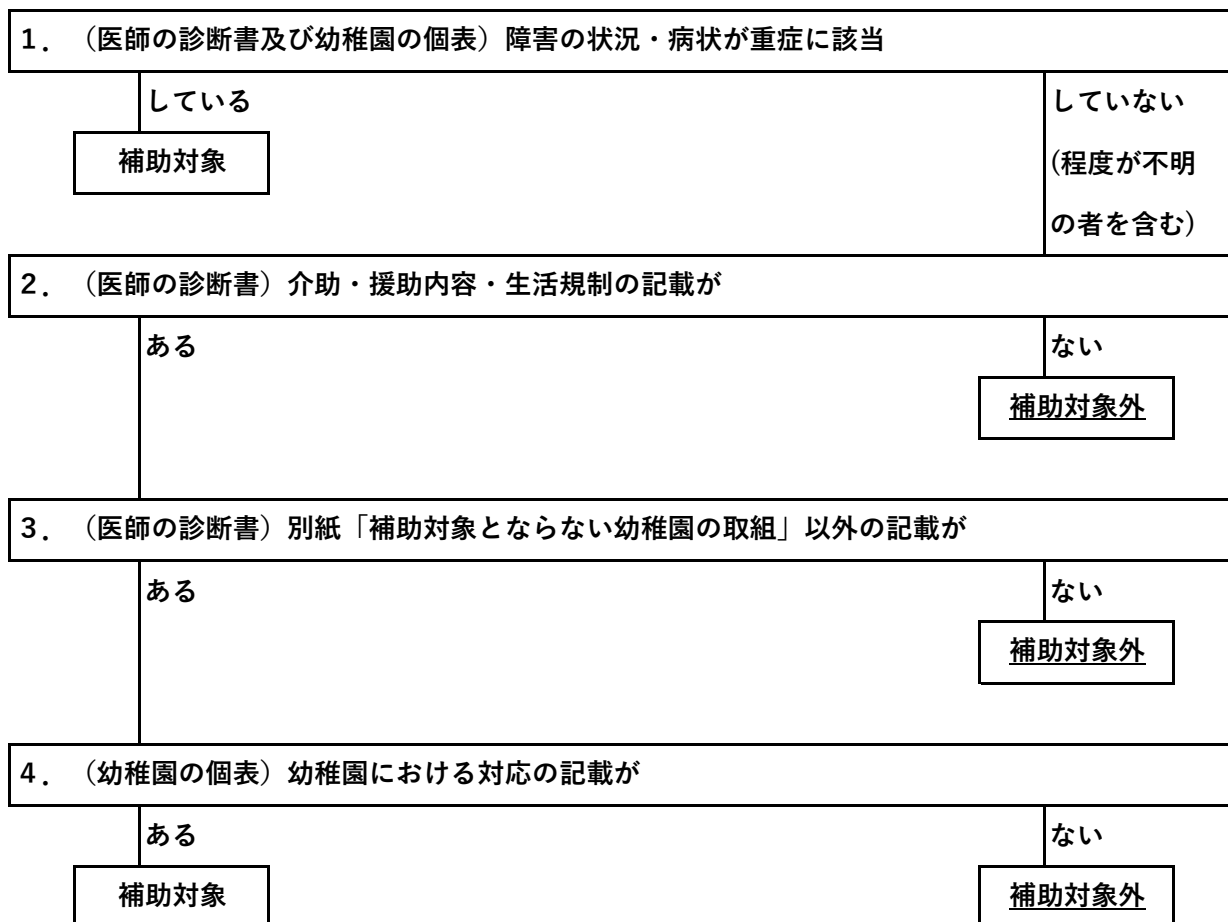


補助対象園児判定基準（令和5年度～）

1. 5月1日現在において就園しているか。 ※満3歳児を含む（5月1日現在において2歳以下の子どもは含まない）。	
している	していない 補助対象外
2. 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、愛護手帳、保健福祉手帳）又は特別児童扶養手当証書を所持	
している 補助対象	※令和5年度から特別児童扶養手当証書を追加 していない
3. 判定書、通所受給者証、又は入所受給者証を交付	
されている 補助対象	※令和5年度から通所受給者証、入所受給者証を追加 されていない
4. 障害区分が病弱・身体虚弱に該当	
している	していない
5. 診断書（県様式）裏面に記載のある「診断基準」に該当 ※学校教育法施行令第22条の3「特別支援学校に就学させるべき障害の程度」及び平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知中「特別支援学級での教育が適当である障害の程度」を組み合わせたもの。	
している 補助対象	※令和5年度から「疑い」も対象。 していない 補助対象外
6. 「障害区分『病弱・身体虚弱』の補助対象園児判定基準(令和3年度～)」のフローチャートで“補助対象”に該当	
している 補助対象	していない
7. 過去の事例や本県と医療機関との協議結果において、補助対象とすべき案件に該当	
している 補助対象	していない 補助対象外

障害区分「病弱・身体虚弱」の補助対象園児判定基準（令和3年度～）

（対象疾病：アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・熱性けいれん・気管支ぜんそく等）



【補助対象の例】

- ・ てんかん
- ・ アトピー性皮膚炎（重度）
- ・ 食物アレルギー（重度：アフィラキシ既往有、エピペン所持、個別給食の用意等）
- ・ 熱性けいれん（過去3年度以内に発症していること）
- ・ 気管支ぜんそく（重度）

【補助対象外の例】

- ・ 明らかに障害と判断できないもの（蕁麻疹、脱臼、便秘等）
- ・ 生活規制が不要とされているもの
- ・ アレルギーの原因となる食物の除去・確認作業
- ・ 手術・治療後の経過が良好で概ね1年以上経過しているもの
- ・ 保護者から薬を預かり、塗布・処方するだけのもの

整理番号	
園 名	
作成者氏名	Tel. - -

障 害 児 一 覧

様式第3号

番 号	氏 名	生 年 月 日 等		障害の区分		判定機関	判定方法	入園年月日	備 考
		生 年 月 日	年 齢	主障害	副障害				
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	
		年 月 日	歳					年 月 日	

※ 「主障害」及び「副障害」欄には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒障害・発達障害の別を記入すること。

様式第3号

記載例

障害児一覧

整理番号	〇〇〇
園名	〇〇幼稚園
作成者氏名	〇〇〇〇 Tel 052-〇〇〇〇-〇〇〇〇

経常費補助金の3桁の整理番号を記載
該当しない場合は空欄

令和7年4月2日現在の年齢を記載すること。

番号	氏名	生年月日等		障害の区分	判定機関	判定方法	入園年月日	備考
		生年月日	年齢					
1	愛知 太郎	令和元年8月15日	5歳	主障害 視覚障害		身体障害者手帳	令和5年4月7日	
2	名古屋 二郎	令和2年5月5日	4歳	主障害 情緒障害・発達障害	岡崎医院	診断書	令和6年4月10日	
3	豊橋 三郎	令和3年7月23日	3歳	主障害 知的障害	一宮クリニック	診断書	令和7年4月10日	
		年 月 日	歳				年 月 日	
		年 月 日	歳				年 月 日	
		年 月 日	歳				年 月 日	
		年 月 日	歳				年 月 日	
		年 月 日	歳				年 月 日	
		年 月 日	歳				年 月 日	

【記載例】

- 1.愛知太郎の場合・・・身体障害者手帳の場合
- 2.名古屋二郎の場合・・・診断書の場合
- 3.豊橋三郎の場合・・・診断書の場合(2つの障害を持った園児の場合)
※医師等の診断を基に、障害の重い方を「主障害」の欄に記入すること。

「主障害」及び「副障害」欄は、
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒障害・発達障害の別を記入すること。
※障害名や病名を記入しないこと。

「判定機関」の欄は、
医師による診断書(公的医療機関、民間医療機関を問わない)または、判定書を発行する公的機関を指す。
※ 判定方法が身体障害者手帳、療育手帳、健康福祉手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証、入所受給者証の場合は記載不要

「判定方法」の欄は、
診断書、身体障害者手帳、療育手帳などを記入する。

令和7年5月1日以前であること。

診 断 書

園 児 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		保 護 者 氏 名	
障 害 名 又 は 病 名		診 断 区 分 ※	
障 害 の 状 況 ・ 病 状			
介 助 ・ 援 助 内 容 生 活 規 制			
そ の 他 特 記 事 項			

※裏面の「診断基準」による区分(アルファベット)を記入してください。

上記のとおり診断する。

年 月 日

医 療 機 関 等 名 称

所 在 地

診 断 者 名

- (注)1 症状の程度等が、当該基準に該当しない場合は、「その他特記事項」欄に症状の内容・程度等を記入してください。
- 2 この診断書は、愛知県における私立幼稚園に対する補助金に係る添付資料以外に使用しないでください。
- 3 これにより知り得た園児の身体状況の内容が、他に漏れることのないよう十分に注意してください。

(裏)

診 断 基 準

障害の種類	区分	障 害 の 程 度
視覚障害	A	1 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの 2 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害	B	1 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの 2 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害	C	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの 3 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由	D	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの 3 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・ 身体虚弱	E	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 3 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 4 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害	F	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの
情緒障害・ 発達障害	G	1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

備考 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについて、矯正視力によって測定する。
 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

年 月 日

(幼稚園名)

(理事長名)

殿

(住 所)

(園児氏名)

(保護者氏名)

確 認 書

令和7年度愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金に係る書類として、診断書等の書類を利用すること及び当該補助金の交付申請を行うことについて、幼稚園から十分な説明を受け、確認しました。

なお、当該書類を上記の目的以外には使用しないこと及び当該書類により知り得た事項の取り扱いには十分注意することを条件とします。

「確認書の提出を求める際の保護者に対する説明例」

愛知県私立幼稚園特別支援教育費補助金は、特別に支援を必要とする園児が就園する幼稚園の特別支援教育の振興・発展を図ることを目的として、園児が就園する幼稚園に対し、特別支援教育に積極的に取り組み、保護者の負担軽減に努めることを条件として交付されるものです。

補助金の申請に当たっては、園児が交付の対象となることを確認するために、障害や病状の内容及び程度が確認できる手帳や診断書等の提出が必要ですが、これらを提出することは、将来にわたって園児に障害があることを確定するものではなく、特別支援学校・学級への就学を余儀なくするものでもありません。

当園としては、より充実した教育の実現と保護者の負担軽減を図るため、愛知県に対し当該補助金の交付申請を行いたいと考えています。制度の趣旨と当園の取り組み、手続き上の必要性をご理解の上、関係書類の提出をお願いするとともに、補助金の交付申請を行うことへの確認をお願いします。

なお、これらの書類は、補助金の申請以外には使用しません。愛知県でも補助金交付の可否判断のためにだけ使用するもので、内容を外部に公開するものではありません。

また、書類及び内容の取り扱いには十分注意することをお約束します。

対象園児個表

幼稚園等	園 名		園 児	クラス名	
	理事長名			(フリガナ) 氏 名	
	記入者職氏名			生年月日	
	記入日			令和7年4月2日現在の年齢	(歳)
障害種別 (主障害 に○印)	・視覚障害 ・聴覚障害 ・知的障害 ・肢体不自由 ・病弱、虚弱(病名) ・言語障害 ・情緒障害、発達障害				
	(別紙「対象園児個表の記載に係る留意点について」を参考に具体的に記載してください。) <u>手帳の写しを提出した場合は記入する必要がありません。</u>				
障害児 の状況					
幼稚園に おける対応	(幼稚園等において実際にどのような対応(補助・介助)を実施しているか具体的に記載してください。)				
障害児に 係る教職 員数	①教員(人) ②職員(人) 合計(人) (注)ここでの教職員は、次の2つの条件を満たすものをいう。 (1)障害児の在籍する学級を担当し、又は直接指導しているもの。 (2)当該園の人件費支出から給与の支給を受けているもの。				
障害児に 係る施設 設備の整 備状況	前年度までに 整備したもの				
	今年度整備 するもの				
障害児の 保護者か らの納付金	他の在園児と比べて、①同額である。 ②高額である。 (該当する方に○印を付すこと。)				

別紙

「対象園児個表の記載に係る留意点について」

園における障害児の状況について、次の例を参考に記入してください。
健常児と変わらない点については記入する必要はありませんが、日常生活を行う上で障害となる点について具体的に記入してください。

1. 視覚障害

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。（食事、排泄、衣服の脱着等）
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・歩くことができるか。ひとりで移動できるか。
- ・視力はどの程度か。明るさを認識できるか。
- ・物を見ようとする意思があるか。動くものを認識できるか。
- ・物の色及び形（○△□）を区別できるか。

2. 聴覚障害

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。（食事、排泄、衣服の脱着等）
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・普通の人聞き取れる発音で話しができるか。
- ・読話は可能か。そのレベルはどの程度か。
- ・聴力はどの程度か。（dB）
- ・補聴器は使用しているか。

3 知的障害

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。（食事、排泄、衣服の脱着等）
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・無目的に動き回ることがあるか。
- ・物に対し、興味や関心を示すことがあるか。
- ・目的をもって、何かをやり遂げようとする意思があるか。

4. 肢体不自由

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。(食事、排泄、衣服の脱着等)
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・上肢を動かすことができるか。どの程度の介助が必要か。
- ・両手で(又は片手で)物を掴んだり放したりできるか。
- ・下肢を動かすことができるか。どの程度の介助が必要か。
- ・立ったり座ったりすることができるか。
- ・歩くことができるか。ひとりで移動できるか。
- ・骨格や筋肉の異常はどの程度か

5. 病弱・身体虚弱

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。(食事、排泄、衣服の脱着等)
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・歩くことができるか。ひとりで移動できるか。
- ・運動は可能か。(散歩、スキップ等も含めて)
- ・入院歴(又は施設等の入所歴)はあるか。(具体的に記載すること)
- ・薬の服用は毎日必要か。自分で服用することができるか。

6. 言語障害

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。(食事、排泄、衣服の脱着等)
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・普通の人聞き取れる発音で話しができるか。

7. 情緒障害・発達障害

- ・基本的な生活を行う上で、どの程度の介助が必要か。(食事、排泄、衣服の脱着等)
- ・園児又は教師との間にコミュニケーションが成立するか。集団に参加できるか。
- ・言語による意思伝達は可能か。
- ・教師の指示に的確に反応できるか。
- ・教師の指示で、動くことができるか。
- ・無目的に動き回ることがあるか。
- ・物に対し、興味や関心を示すことがあるか。
- ・目的をもって、何かをやり遂げようとする意思があるか。